

議会レポート

町議会第2回定例会(6月議会)が、6月9日から20日までの12日間の会期で開かれ、正副議長選挙の他、9件の議案と1件の請願の審議が行われました。

議長に松本 勇議員 副議長に坂本建治議員

6月9日には、前の正・副議長の辞職に伴う投票による選挙が行われ、議長に松本 勇議員(66歳3期目)、副議長に坂本建治議員(55歳2期目)が当選されました。



坂本建治副議長



松本 勇議長

町議会各委員会構成と正副委員長

| 第4次三ヶ山地域開発調査特別委員会(定数8) | 議会運営委員会(定数5) | 産業建設常任委員会(定数5) | 文教厚生常任委員会(定数5) | 総務常任委員会(定数6) |
|---|---|---|---|--|
| ◎◎◎◎◎ 吉田坂原佐大久原 田母本口藤平保口 正節建理久博 美子治昇美幸幸孝 | ◎◎◎◎◎ 稲本岡佐室 山間本野岡 良登安千重 文志子明賀子雄 | ◎◎◎◎◎ 吉松押原稲 田本田口山 正秀良 美勇夫孝文 | ◎◎◎◎◎ 室坂佐石岡 岡本藤井本 重建理康安 雄治美二明 | ◎◎◎◎◎ 田佐大原大 母野久保口平 神野博久登 節千賀子幸昇幸志子 |

◎委員長 ○副委員長

人権擁護委員の推薦

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
↓原案どおり可決
【説明】荒田曾乃子さん(本町)を新たな委員として法務大臣に推薦することに対して、議会の意見を求めたものです。



荒田曾乃子さん

固定資産評価審査委員会委員の選任同意

寄居町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意
↓原案に同意
【説明】任期満了に伴い、大河内利介さん(山崎)を委員として再任することに対して、議会の同意を求めたものです。

専決処分の承認

寄居町税条例の一部改正
↓原案承認
【説明】地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、関連する条例の一部を改正した専決処分について、承認されました。

条例の一部改正

寄居町税条例の一部改正
寄居町国民健康保険条例の一部改正
寄居町都市計画税条例の一部改正
【説明】地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、関連する条例の一部を改正するものです。

寄居町子ども医療費支給に関する条例の一部改正

【説明】県の乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正を受け、規定の整備を行ったものです。

請願

道路改良舗装について
採択
【説明】鉢形地内の未舗装の町道について整備を求めたものです。

その他の議案等

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更
寄居町土地開発公社定款の一部変更
↓2議案とも原案どおり可決



問い合わせ/議会事務局(☎581・2121内線340)へ。

報告します！ 情報公開制度の運用状況 個人情報保護制度の運用状況

町では、情報公開制度および個人情報保護制度の適正な運用を図りながら開かれた町政を推進しています。平成19年度の運用状況・公文書開示請求内容は下の表のとおりです。

| | | | |
|-----------|---------------------------------|-----------|----|
| 公文書開示請求件数 | 16件 | 開示 | 3件 |
| | | 部分開示 | 5件 |
| | | 不存在による不開示 | 8件 |
| 公文書任意開示申出 | なし。 | | |
| 審査会の開催 | 不開示決定による不服申出がなかったため、開催されませんでした。 | | |

| | |
|----------|-------------|
| 本人情報開示請求 | なし。 |
| 訂正請求 | |
| 削除請求 | |
| 利用等中止請求 | |
| 審査会の開催 | 開催されませんでした。 |
| 審議会の開催 | 1回開催されました。 |

| 開示請求の対象公文書 | 決定の内容 | 実施機関 |
|---|----------|-------------|
| 平成18年1月1日から平成19年6月26日までの間になされた町職員への処分に関する文書と資料 | 部分開示 | 町長 |
| | 部分開示 | 教育委員会 |
| | 不開示(不存在) | 選挙管理委員会 |
| | 不開示(不存在) | 公平委員会 |
| | 不開示(不存在) | 監査委員 |
| | 不開示(不存在) | 農業委員会 |
| | 不開示(不存在) | 固定資産評価審査委員会 |
| 不開示(不存在) | 町議会 | |
| 寄居地区衛生組合が平成16年度に入札を執行した汚泥再生処理センター施設工事に関する文書 | 開示 | 町長 |
| 彩の国資源循環工場 オリックス資源循環株式会社との運営協定書(地域住民のもの) | 部分開示 | 町長 |
| 平成19年9月に行った、松葉によるダイオキシン類測定の実験機関から町へ提出された報告書全て | 部分開示 | 町長 |
| 埼玉県環境部長あてに提出された彩の国資源循環工場に関する要望書 | 開示 | 町長 |
| 皆野町大字三沢地内埋立工事に関連して寄居町が行った排水工事の設計図面 | 開示 | 町長 |
| 平成16年8月までに設計した町道110号線の路面等の排水工事に係る埋立て事業変更許可文書中の計画図面と本工事図面 | 不開示(不存在) | 町長 |
| 町道110号線の路面等の排水工事に係る埋立て事業変更許可文書中の道路側溝工事が平成16年8月頃までに完成した事を示す公文書と着工のお知らせ文書 | 不開示(不存在) | 町長 |
| 町で行った松葉によるダイオキシン類測定の平成18年度報告書及び平成19年度報告書 | 部分開示 | 町長 |

問い合わせ/総務課(☎581・2121内線312)へ。

ご存知ですか？ 「男女共同参画社会基本法」の理念

この法律では、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念を定めています。

- 男女の人権の尊重**
男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を發揮できる機会を確保していきましょう。
- 社会における制度又は慣行についての配慮**
固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう社会の制度や慣行について考えていきましょう。
- 政策等の立案及び決定への共同参画**
男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにしましょう。
- 家庭生活における活動と他の活動との両立**
男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動ができるようにしましょう。
- 国際的協調**
他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組んでいきましょう。

(内閣府男女共同参画局資料より)

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」。この実現のためには一人ひとりの理解と行動が必要です。男女がともに参画するまちづくりにこれからもご協力をお願いします。



6月は男女雇用機会均等と男女共同参画を考える月(週)間でした。この期間中には、全国各地で男女共同参画社会の形成の促進を図る各種イベントが開催されました。

町では6月9日から13日まで庁舎1階のロビーに男女共同参画社会基本法のPR用のパネルを展示し、来庁された皆さんにご覧になっていただきました。自分とパートナーとの関係について考える機会になったのでしょうか。

今後も男女共同参画社会の実現に向けて講演会等を開催するなど、PRを続けていきます。

問い合わせ/人権推進課(☎581・2121内線411)へ。